

46（Gno.100）日中刑事法の比較法的研究

代表：佐伯 仁志

2025 年度開始

【研究の目的】

我が国と中国の理論刑法学における現代的テーマ、課題に関する議論の現状については、これまで、両国における大学の垣根をこえた研究会組織「日中刑事法研究会」の活動のもとで研究活動が継続されてきたところであるが、この度、本共同研究グループの活動においてさらなる研究の発展に資するべく活動を行うものである。